



社会保険未加入 事業所の対策



年金事務所より加入督促を
受け困っている事業所様へ

社会保険労務士
黒田 隆二

待ったなしの社会保険加入

はじめまして、社会保険労務士の黒田と申します。

私は日頃、中小企業を顧問先に、労務管理のご指導をさせていただいております。

実は、皆さんが考えておられるより、はるかに厳しい社会保険の取り締まりが行われておりまして、これは多くの経営者の方が考えておられる想像をはるかに超えるくらいの、厳しい取り締まりが、昨年から行われております。まだ何とかなと思っている経営者の方、非常に多いと思いますが、はっきり言って、どうにもならないんですね、（加入から逃げるのは不可能です。加入を前提とした対策を、時間のある今のうちにやっておかないと）

調査が入ってからでは、対策は難しい部分があるので、まずは現状がどうなっているのかを、キチット知るということで、最新の情報をお伝えさせていただくために、このような形で情報提供をさせていただいております。

すでに、事業所の皆様方もご承知のように、国は今年度から、約100億円の予算をつけて厚生年金未加入事業所への加入指導を強めています。段階的にですが、3年間にわたって徹底的に取り締りを行うというロードマップがつくられており、それにそって年金事務所の指導がすすめられてきております。

さらに、未加入の事業所を洗い出すためのデータは、あらゆるところから持ってきておりまして、ひとつは厚生労働省が持っている情報です。それから雇用保険、ハローワークからの情報提供、あと法人登記ですね、こうした法人情報を元に、社会保険加入を進めていく、あと国土交通省との連携で、建設業や運送業に関する情報も取得するということです。特に建設業は、建設業許可の取得や更新時に社会保険の加入状況というものを、国土交通省の方に提出しなければならないので、加入していないことが発覚しますと、そのことが即、厚生労働省のほうへ、データとして通報されるという仕組みが出来上がっています。さらに被保険者からの情報提供等も踏まえて、これらを突き合わせて、どの事業所を重点的に取り締まっていくかという「加入促進対象事業所」を選んでいるわけです。

これらの事業所に対し、いかんせん件数が多いので、なかなか難しいということもありますので、外部委託をしております。指導の進め方は、基本的には年金事務所の職員が、電話とか、文書で加入勧奨を行い、それでもいうことを聞かない場合は、年金事務所の職員が、来所要請による加入指導というのを行い、それでもダメな場合は、最後は強制的に加入をさせるという、3段階に分けて、社会保険の未加入事業所の取締りが行われております。

昨年あたりから、これで動き出しているなので、調査の件数もかなり増えているという実感があります。

さらに、今年に入り、厚生労働大臣の発言もあり、マイナンバーも活用して、国として強力に未加入事業所の取締りを進めていくとの方向性が打ち出されました。（悪質な場合、刑事告発をするための準備も進められています）

国の方針が変わってるんです

ここで、ちょっと考えていただきたいのは、昨年あたりから国の方針が大きく変わったんですね。

今までですと、ドンドン社会保険料が上がっていき、厚生年金の保険料は、29年まで毎年上がっていきます。健康保険料はこの3年間据え置きです。この4月以降、介護保険料が若干下がったりということもあって、国の方も保険料率を上げていくということは、もう限界だということになってきて、むしろ今、対策を打たなくていけないのは、本来、社会保険料を支払わなければならない会社、たくさんあるでしょう。そこが入ってないのに、真面目に入っている会社の社会保険料を上げていくのは、いかがなものかということで、大幅な方針変更があって、昨年の4月から本格的な取り締まりが始まっているんですね、取締りが始まった時に、どんなことが起こるのか、事例も上げますので、これからの対策について考えていただきたいと思います。

ある洋品店のケース（前編）

東京都内の洋品店の事例です。有限会社で家族経営です。兄弟で経営されていて、都内で3店舗を構え、スタッフ10名を雇っています。小規模な法人事業所というのは、雇用保険とか労災保険には、わりと加入されています。保険料安いですから、社会保険は保険料高いですから、加入しますと会社の負担は大きくなりますが、社員の手取りも減ってしまうので、社員の反対もあって加入から逃れてきた事業所さんも沢山あるんですね。この洋品店も法人なんで、本来は、法律上は強制適用で加入しなければならないのに、加入していなかったということですね。実は数年前から、管轄の年金事務所から、社会保険の加入指導というものをズット受けていて、延ばし延ばし来たんですけども、昨年末から、急に態度が変わって強硬になってきたそうです。社会保険に加入しないともう強制的に入れちゃうぞと、まあ、最終通告を受けたということですね。なぜ、そういうことになったかという、

先ほど、国の方針が変わったと言いましたね。そのカラミだと思うんですけども、かなり強硬な態度に変わってきたということです。実際、社会保険料の納付の時効というのが2年間で、彼らの伝家の宝刀、「今、すぐ社会保険に加入したら、勘弁してあげるけども、あんまりダダこねると、法律に則って、2年分遡って、保険料請求するよ」って言うてるんです。こういう脅かしをされたんですよ。

問題は、その金額が幾らかということですよ、社員が10名の小規模な会社で、給与がだいたい月額25万円くらい、年収300万円くらいの社員を雇っている。

いわゆるどこにでもある中小企業の会社ですね。その額2,100万円。2,100万円一括で払えということですよ。ここまで聞いて、皆さん、そんなことないだろうって思っているでしょうけど、それは今までであって、この4月からは、全く違う取扱いになるということで、じゃあ、何で2,100万円にもなってしまうのか、ということですよ。たかが月額25万円の社員が10名くらいの会社で。

（社会保険に加入した場合の負担）

先ほど、社会保険つまり、健康保険と、介護保険と厚生年金保険のお話をしました。料率は、毎年変わっております。健康保険料が、だいたいお給料の5%くらい、介護保険が1%、厚生年金が9%くらいです。全部足すと15%くらいなんですね。これを会社と本人で負担してます。それぞれ15%ずつです。ですから実質負担でいくと30%といえるのかもしれませんが、それくらい負担が重いんですね、年収が350万円と書きましたけども、月額25万円の12カ月で300万円ですね、それに賞与が2カ月分出ているとすると年収350万円ですね。15%なので、社会保険料は一人あたり年間525,000円になります。

ですから、社会保険に入ってしまうと、年収350万円の社員は、社会保険料525,000円引かれ、手取り2,975,000円になります。それから所得税やなんか引かれ、差引の手取りということになりますかなり負担が重いんですね。月額4万円強、手取りが減ってしまいます。

会社の負担はもっと重たいんです

当然、社会保険には入らなくても、ご本人は国民健康保険と国民年金に入らなければならないので、それだけの負担はあるわけです。まあ、それにも入っていない方も、相当数いらっしゃるわけですが、社員の負担はこのように重い、会社の負担はもっと重たいんですよ。社員一人525,000円ですから、10人分負担するので、525万円です。要は、今から入ったら許してやるよといっても、

今から入ったとしても年間525万円以上の保険料負担をしなければならないということなんですよ。

月額にすると40万円以上ですよ。

今、中小法人の60~70%が赤字申告だといわれていますよね、このお金はキャッシュで払わないといけませんよね、実際にこのお金を負担するのは、かなり大変なんです。今までは、払えないもんはしょうがないだろうで開き直ることもできたかもしれませんが、これからは、そういうわけにはいかないくらい、かなり包囲網がガチガチに固まっているという話なわけです。525万円のその2年間分を遡るということなんですね。ここに書きましたけど、皆さんの会社とか、社会保険に入っていない会社で、社会保険に強制加入させられた場合に、どれくらいの金額持っていられるのかを、計算していただきたいと思います。

入るか、入らないかは、また別の話だと思うんですけども、リスクがどれくらいあるのかは、キチット知っておいていただきたいと思います。

年金事務所の指導を受けた場合

なぜ、2,100万円なのかと言いますと、会社の負担は、1年間525万円、その2年間分ということで、1,050万円です。社会保険料は、会社負担分と従業員負担分を合わせて会社が支払わなければならないので、×2の2,100万円になります。当然、1,050万円分は社員から徴収してくださいと、それが年金事務所の立場です。社員の立場からすると2年前の社会保険料を払えるかと、社員だって、社会保険料を1年間525,000円引かれるわけですから、社員から果たして2年間分1,050,000円回収することができるかってことですから、結局、会社が社員分をかぶる可能性が高いことになります。こういう話でビックリしたということですね。

それでしかたがないので、社長は年金事務所の指導に従って、まずは社長と弟さんの専務が入ればいいたろうということで、とりあえず2人だけ加入しました。ほんとは、残り10人の人たちもいるんで、いれなきゃいけないんですけど、一度に入れると、さっきご覧いただいたように、社会保険料が525万円かかってしまうので、さすがそれはできないので、まずはとにかく会社として社会保険に入ろうということで、兄弟二人が加入したわけです。とりあえず、二人入れば、後のことは水に流すよと言う発言が年金事務所からあったんで、過去に2年間分遡られるより、まあいいかと考えたわけです。それで、この件は一見落ち着いたんですが、それから約2カ月くらいして社長のもとにある通知が送られてきました。

(一件落着するが、特別催告状がくる)

特別催告状という、仰々しい名前の書類です。これは何かというと、先ほどの話は社会保険なんで、厚生年金と健康保険の話なんです。こっちは国民年金の話なんです。要は、法人で社会保険に入っていない場合は、個人として国民年金とか国民健康保険に入らなければならないわけです。国民年金の保険料が過去納められていないんで、その分の保険料を2年間分遡って支払うようにとの通知がきています。これがなぜ来るのかってのは、あとでお知らせしますが、社会保険とは別に、国民年金とか国民健康保険の徴収も国の方は相当力を入れていて、実際にこういうのが来るんですよ、仰々しいでしょう。特別催告状ですね。

国民年金保険料の納付の滞納処分

このまま、国民年金保険料の納付が確認できず、免除等の申請がなされませんと、納付意思がないものとして、法に定める滞納処分を開始します。税金と同じ取り立てです。滞納処分が開始されると、国民年金保険料に14.6%の延滞税が加算され、貴方だけでなく、連帯納付義務者である配偶者、世帯主の給与や財産を差し押さえします。こういう仰仰しいのが来るんです、実際に。こういうことが起こってくるんです。こういうのが、これからバンバン行くってことですよ。4月以降にですね。

(社長の怒りは収まりません)

元々、過去の分は請求しないというのは、どういうことだと、社長は怒ったそうです。結局、弟さんの分も含めて35万円の×2人分 70万円支払ったそうです。

じつは、これだけで話は終わりじゃないんですよ、たぶんこの先、この会社に、もっと恐ろしいことが起きます。「悲劇の序章」ということで、この社長がたぶん社会保険の本当の恐ろしさに気づくのは、おそらく、今から半年ぐらい経った時に、もっと恐ろしいことが起きるということなんです。これが今、進行中の社会保険の問題ということなので、大変な問題が起きているということなんです。

今、お話したのは、ホンの氷山の一角にすぎません。その他にも経営者の方が知らない社会保険に関することが沢山ありまして、ぜひ、その内容を皆さんに知っていただきたいと、思っているわけです。

税務調査より怖い社会保険調査

ちょっとこれから始まる4月からの対策が相当本気でやられますので、私としても、相当力を入れてお手伝いしないと乗り切るのは難しいと判断しましたので、むしろ、すでに社会保険に入っている企業さんの負担を何とかするというよりも、現時点で社会保険に入っていない企業さまを、社会保険料の負担を最小限にしながら、適正な形で社会保険に入っただけのお手伝いをしないと、。ちょっとどうにもならないような混乱状態が4月以降やってくるのではないかと、このような形で情報発信させていた
だいております。

社会保険調査ということは、皆さん、あまり聞きなれてないのではないのでしょうか。税務調査は結構身近に、あの会社に税務調査が入ったとか、結構な税金、持っていかれたとか、聞かれていると思いますが、おそらく、ほとんどの方には、「社会保険調査」という名前すら知られてなくて、なじみがないものだと思います。結構怖いものなんですね、ですから今日は、調査にはどんな種類の調査があるのかとか、調査が入った場合に、何が起きてしまうのかということと、それに対して、どのような備えをすればいいのかの、そのようなことをお伝えさせていただきます。

新規適用調査が行われる

新規の適用をした場合の新適調査と言ってますけども、新規で社会保険に加入した場合、だいたい6カ月たつと、必ず調査が入ります。そういうものを新適調査といいます。

新規適用の調査というのは、今、説明したように、これまで未加入であった事業所さんで加入された場合、引っかかると思うんですけども、加入した場合、6カ月以内に実施されるんですけど、都道府県によって違いますが、年金事務所の混み具合とかにもよるみたいですが、3カ月から6カ月の間に実施されています。目的は新規加入した場合に適正に手続きが行われているかを確認するのが目的なんですけど。現実には指摘を受けたから、とりあえず入っておいて、後ですぐやめたことにして、社会保険をすぐ抜くって会社も出てこないとも限らないので、そういう時に、ちゃんとやっているかということを取り締まるためにやっているということも言われておりますので、これからそういう会社さんがあったとしても、新適調査で発覚してしまうと、同時にパート社員の加入漏れなんかも、チェックされます。不適切な処理が発覚しますと、原則として加入時に遡って、資格取得させられることになっております。

冒頭の洋品店さんには、これが来るということですよ。社長と専務二人だけ入ったんだけども、スタッフの10人は入ってないわけなんですよ、とりあえず2人入って保険料も納めているから、これで大丈夫だろうと、社長は多分思っていると思うんですけども、必ず6カ月以内に新適調査が入った時に、帳簿を全部チェックされて、たとえば源泉所得税納付書と賃金台帳をチェックして、一件一件やっていきますからね、そこで発覚したら、たとえば今年の1月に社長と専務が入ったとして、1年以内ですから、12月くらいにこの新適調査で発覚した場合に、当然、1月に遡って社員全部の保険料納めなければならないことになるので、たぶんまだそのことに気がついていない可能性があるんで、そうなるとまた1年分遡るので、何百万円と持っていかれる話になってしまうんですね。

洋品店のケース（後編）

冒頭の洋品店のケースですね。年金事務所の指摘を受けて社会保険に加入したのは、社長と専務の2人だけだった。この調査を受け、加入漏れの発覚する率が非常に高いわけです。加入漏れが指摘されると、

仮に25万円の給与だった場合に、保険料は月額37,731円（東京都）、

$10 \text{人分の} 377,310 \text{円} \times 2 \text{（本人+会社）} \times \text{月数}$

一年分だと約452万円になる。

*加入漏れについては、必ず遡及適用（最大2年間）となる。

だから、とりあえず新規の加入だけ、かわしたからいいというのではなくて、必ず新適調査というのがあるんで、それへの対応というのも、きちっと考えて新規の加入ということを考えていかないと、ちょっと逃げられないような状況になっているということですね。

社会保険料の徴収がいかに厳しいかの事例

ちょっとプラスアルファのことを書きますと、現場で、どれだけ社会保険料の徴収が厳しくなっているのかの話を、事例をまじえてさせていただきますと、

(小規模な事業を営む社長さんの事例)

関西で小規模な事業を営む社長さんの事例なんですけど、この会社は、毎月ちゃんと社会保険料を払っていたんですけど、たまたま今年の1月、預金残高が数千円足りなくて、社会保険料の引き落としができなかったんですね、社長、当然、そんなこと知りませんよね、社会保険料の不払いを放置していたら、年金事務所から督促が来ました。保険料を払ってくださいということですね。だけど社長は

数千円足りなかつただけじゃないか、今まで何年間も滞納なく払ってきたじゃないか、振込するのも面倒だから、ちゃんと保険料払っているんだから、そちらで調整してくれと、要は、来月2カ月分引き落とししてくれればいいじゃないかと話をしたんですね、そしたら、さすがにお役所なんで、それはできませんと、まあ、滞納している保険料は、保険料と。そういう話だったんで、面倒くさいから、ほっといたんですね、社長。

ほっといたら、また、年金事務所の職員から電話がかかってきまして、払ってくれなかったら、差し押さえますよって。まあ、脅かしめいたことを言われたもんですから、社長もカチンときて、やれるもんなら、やってみいと。まあ、売り言葉に買い言葉で、電話を切ってしまったんですね。

そしたら翌月、通常社会保険料の引き落とし口座ではない銀行口座から、社会保険料黙って引き落としされていたんですね。年金事務所は知るはずもないんですけど、その口座は、税務署に届出をしている口座だったんで、年金事務所に知らせているわけではないし、その口座から引き落とししていいよと言ったわけではないのですが、自動的に保険料が引き落とされてしまったと。何の書類もこないで、いきなりなんで、社長は怒りを乗り越して、ここまでやるとは・・・驚きをおぼせませんでした。

実際にあった話なんです。

ある機会に現役を退いたOBの方に、そんなことってあるんですかと尋ねたら、それ普通のことですよと言ってました。やれるもんなら、やってみいと言われてたら、ああ、ラッキーと思いました。ああ、差し押さえだから、口座だから、年金事務所は権限を持っているので、やってみいと言われてたんでやっただけの話ですと。

そういう話ぐらいに、現場ではシンプルに肅々とこのような処理が行われていることから、社会保険料の徴収が厳しいんだなということです。

督促を無視しているようになります

これは都内であった、事例ですね、これは結構強硬ですね、

下記のような文面の書類が会社送到されてきます。

社会保険の加入について。貴事業所におかれましては、

社会保険加入について、ご案内させていただいておりますが、届出の確認が取れておりません。健康保険、厚生年金保険制度は、民間事業所に勤務されている役員並びに従業員のための老後の生活に極めて重要な役割を果たしております、

つきましては関係法令の規定に基づき未加入事業所として把握している貴事業所におかれましては、すみやかに、健康保険と厚生年金保険の手続きを行っていただく必要があるため、平成〇〇年〇月〇〇日までに必ず事業主様から、自主的なお届をお願い致します。〇月〇日に手紙が来て、〇月〇〇日までにいらっしゃってくださいというタッチのがきます。ちょっと厳しいです。（手紙が来てから加入までの期間は1カ月もないんですよ）

*自主的なお届がない場合は、届けた月より保険料が発生することになりますが、立ち合い検査をした場合は、確認できた範囲で、最大2年間遡っての加入となるため、（これは24カ月分の保険料を一括でお支払いいただくとの脅かしの文章です）こういうような資料も実際ついてくるということです。

法律的な根拠は、こういうことで、立ち入り調査をやって、罰則規定があって、最大2年間遡ると、この会社の場合、25万円の給与の人が3人しかいなくても、年間600万円くらい持っていくよと、対象者が9名の場合は、1,800万円持っていくよと。実際、来ているんです。

さすがにこれが来ると皆さん、ちょっとビビルと思うんで、来る前に何とか対策を講じる必要があるというお話ですね。で、ほっときますと、今のはちょっと強烈ですけど、最後は手続きに来てくださいということですね。アンケートを送付しないと、すぐ手続きに来てくださいとか、アンケートを送付してね、社会保険に入っていないことがわかったら、勘弁してくれるかという、そうではなく、社会保険に加入してくださいと。どっちにしても社会保険に加入させられてしまいます。結局、逃げられないくらい、かなりち密に業務フローを引いて、タンタンと処理をしているだけですから、あんまり、こちらの言い分を聞いてくれません。

今は厳しくて、保険料払えないからと言っても、法律でそうなってますから、それは関係ないですからといってきます。

なんてったって70万社処理しないとイケないんですから、タンタンと処理していかなくちゃいけないことですから、これが起こっているということです。

（滞納者への対応フロー）

滞納した場合の実際の差し押さえ処分のフローまで引かれているわけですから、なので、今までとはちょっと違います。甘くみても大変なことになるというのが、これからの社会保険の状況ということです。

調査が入る前に

それですね、調査が入る前に、税務調査もそうだと思いますけども、入る入らないは運みたいなものもあるんですけど、調査が入ってからでは遅い場合もあって、もちろん調査が入ってから対応できる場合もあるでしょうけども、調査が入る前に、やったほうがいい場合も結構あるので、まず、皆さんにお伝えしたいことは、調査が入る入らないかはわからないですけども、まずは、もし調査に入られるとしたら、何が問題なのかと、いうことをきちんと理解していただきたいです。今後どうなるのか、予め打つ手はないのかということを知っておいていただきたいと思います。あの、やるかやらないかというのは別のこととして、現状のリスクというものを、知っておいていただかないと、突然調査に入られますとバタバタしますので。それだと対応も後手後手にまわりますので、

そうではなくて、現時点でのリスクというのを、しっかりと把握していただくということです。じゃあ、何ができるのかというと、例えばパートの方については、契約書をちゃんと整備しておいてください。30時間未満で契約しているんですよと、たまたま忙しかったから、こんな時間になってますけど、契約はこのようになってますよと、契約書を見せれば、もしかしたら1回くらい勘弁してもらおう可能性もあったりしますから、こういうような契約書関係を整備したりとか、労働時間管理もちゃんとやっていかなければいけないですね。それから調査に入られた場合に、社労士が対応する場合はそんなことはないんですけど、やはりいろんな質問がくるわけなんですけど、それらに適格に答えることが重要です。適確に答えられないと変なふうに解釈され、結果としてお金を持っていかれる結果にもなりますので、ご注意ください。その辺の想定問答ですね、

こういう風に聞かれた時は、こういう風に答えること、というシュミレーションを予めしておくことです。できたら、専門家を同席させておいたほうがよいでしょう。あちらもそのほうが話が早いので、そういう時こそ、社労士を使っただけならば、いいのかなと思います。

リスク診断のご案内

(リスク診断のご案内)

元を正せば、少子高齢化の社会保障の財源がもうどうにもならない中で、未加入企業の取り締まりが厳しくなってくる中で、もし皆さんの会社の中で、何等かの形で調査の呼び出しが入った場合、どうなのかっての、予めシミュレーションをしていただきたいということですね、

リスク診断というのを我々の方で、ご用意していますので、もし、ご興味のある方はぜひ、リスク診断をお受けください。お申込みをいただければと思います。

リスク診断で何かと言いますと、年金事務所からの通知とか調査とかを受ける前に、予め最悪の場合を想定して、自主的に社会保険の潜在的なリスクを把握しておくということです。そういうサービスですね。リスクを把握して、事前に対策を講じることで、社会保険調査のリスクを軽減できる可能性があるということですね、ホントに軽減できるかはわかりませんが、ケースバイケースなので何とも言えません。もちろん違法な方法をお勧めするわけではありません。

なので現状は、どういう風にしていくのかということ、予めご相談させていただくということです。未加入企業さんの場合は、賃金台帳を1カ月分お預かりして、もし、適用を受けたら社会保険料がどれくらいかかるのかを、月額が幾らで、年間でいくらなのかを報告したりとか、すでに社会保険に加入されている企業さんには、加入漏れのリスクを診断するために、25項目のアンケートを用意しておりますので、それにお答えいただきますと、総合評価ができますし、どちらの場合も、今後の対応の簡単なアドバイスは、無料でやらせていただきます。

ただ、実際に、そこから作業が発生する場合は、ご提案になると思いますけど、

いずれにしても、現状が、把握できませんと、どう対処していいのかがわかりませんので、こういうリスク診断をご用意させていただきました。

終わりに

最後になりますが、「マイナンバー制度」も実施されるようになりました。税金と社会保障が一元管理されるので、もうバレちゃうんですね、そうすると社会保険の未加入というのは、許されなくなりますので、今後の会社経営というのは、社会保険の加入を前提に考えていかないと成り立たなくなると思われます。

我々も社労士ではありますが、社労士という立場もありながら、中小企業の経営の支援をするという立場でもありますので、できるだけ法律の枠の中で、できるだけ皆さんの負担が少なくすむよう、いろんな形で何かできないのかなと一緒に考えていただけないかなと思っておりますので、お声掛けをいただいて、大きなこの問題を一緒に乗り越えていきたいと思っています。

年金事務所からの加入督促を受け、お悩みの事業所様は、リスク診断のご依頼も含めて、メールでお問合わせください。当事務所が親身になって対応させていただきます。

社会保険未加入の事業所の対策

<http://p.booklog.jp/book/105389>

著者 : jinjinjinjinjin

著者プロフィール : <http://p.booklog.jp/users/jinjinjinjinjin/profile>

感想はこちらのコメントへ

<http://p.booklog.jp/book/105389>

ブックログ本棚へ入れる

<http://booklog.jp/item/3/105389>

電子書籍プラットフォーム : ブクログのパー (<http://p.booklog.jp/>)

運営会社 : 株式会社ブクログ